

学校事務における手数料の支払遅延及び使用料の徴収漏れについて

学校事務に係る会計処理において、令和4年度に支払うべき小学校浄化槽清掃手数料の支払いが遅延する事案が発生しました。また、令和5年度及び6年度に徴収すべき行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収漏れが発生しましたので、お知らせします。

本件につきましては、関係する皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

手数料の支払遅延につきましては、昨年11月、休暇を取得していた職員の机を他の職員が整理していたところ、小学校浄化槽清掃手数料の請求書が発見され、調査の結果、令和4年度の手数料について、2事業者に対して、総額360,400円が未払いとなっていることを確認しました。

また、行政財産の目的外使用に係る使用料については、昨年12月に今年度の事務処理と併せて、過年度の執行状況について調査したところ、令和5年度及び令和6年度の使用料に徴収漏れが生じていることを確認しました。

使用料の徴収漏れにつきましては、令和5年度分が1社1事業所、21,637円、令和6年度分が6社8事業所、1,407,516円の総額1,429,153円となっています。

2 原因・対応

担当課として、財務事務全体の進行管理ができていなかったことが原因です。

対象の事業者に対しましては、お詫びをするとともに、支払遅延については、速やかにお支払いをするよう、徴収漏れにつきましては、お支払いをいただく事務を進めております。

3 再発防止策等

職員には、改めて財務事務、会計事務の処理手順等についての研修実施及びコンプライアンスの徹底を図るとともに、支払管理表及び徴収管理表を新たに作成し、担当課として一元管理を行うことで、再発防止に努めます。

問合せ先

学校施設課

直通電話 042-769-8281

対応責任者氏名 加藤